

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 外国株式を売却して利益が出た場合の確定申告方法

Q 外国の株式を保有していましたが、値上がりしたので売却して利益が出ました。この売却益についてはどのように確定申告したらよいのでしょうか？

### 解説

外国株式の売却益については、基本的に日本の株式と同様に取り扱います。上場株式の売却損失が生じた際にも、確定申告することで3年間の損失の繰越控除ができます。

#### 1. 外国株式の売却益

国内の株式と同様に、**税率 20.315%**（所得税 15.315%、住民税 5%）の申告分離課税となります（**相手国での課税は基本的にありません**）。この場合、上場していても上場していなくても同様に取り扱います。なお、「一般口座」もしくは「特定口座（源泉徴収なし）」で株式取引した場合は確定申告が必要となりますが、「特定口座（源泉徴収あり）にて取引を行っている場合」は確定申告は不要となります。

#### 2. 邦貨換算方法

外国株式に係る売却損益を計算する場合には、売却収入と取得価額をそれぞれ邦貨に換算した上で計算しますので、**為替の変動による損益（為替差損益）は外国株式の売却損益に含まれます**。なお、邦貨換算方法は、原則として**売却収入は TTB** で、**取得価額は TTS** で計算します。

##### 計算例

取得時：取得価額 200 ドル 取得日の TTS105.50 円  
売却時：譲渡価額 250 ドル 売却時の TTB109.50 円  
譲渡損益：250 ドル×109.50 円－200 ドル×105.50 円＝6,275 円

#### 3. 外国上場株式の譲渡損失

外国上場株式の売却損失があれば、上場株式等や特定公社債の売却益、特定公社債等の利子と通算でき、残った損失は確定申告により**最長 3 年間の繰越控除の適用が可能**です。

### 要するに…

外国株式の売却益は、国内の株式と同様に申告分離課税の対象となります。売却に伴って生ずる為替差損益は売却損益に含めて計算します。